

(富士火災海上保険でご契約いただいた契約用)

傷害総合保険

新型コロナウイルス感染症追加補償特約 (特定感染症用)

第1条 (新型コロナウイルス感染症の追加)

(1) 当社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約 (以下「特定感染症危険補償特約」といいます。) の第1条 (用語の定義) に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染症 (注) を追加します。

(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り) であるものに限り。

(2) (1) の規定は、被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した日に、新型コロナウイルス感染症が次のいずれかに該当する場合にのみ適用します。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条 (定義等) 第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症であること。
- ② 同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症であること。

第2条 (就業制限の特則)

当社は、この特約により、特定感染症危険補償特約の第1条 (用語の定義) に規定する「就業制限」に次の場合を追加します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき政令 (注) によって準用される場合

(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和2年政令第11号) をいいます。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。